

建築物飲料水貯水槽清掃業

物的基準	①揚水ポンプ ②高压洗浄機 ③残水処理機 ④換気ファン ⑤防水型照明器具 ⑥色度計、濁度計及び残留塩素測定器
------	---

専用の保管庫	・機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。 ①機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ②機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ③機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ④他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ⑤保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
--------	--

※貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、専用保管庫に準じて適切に保管すること。

専用の機械器具	・機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。
---------	-------------------------------

人的基準	《貯水槽清掃作業監督者》	
	資格の種類	提出する書類
	・貯水槽清掃作業監督者講習会修了者 又は ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し ○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)
	《貯水槽清掃作業従事者》 ・次の要件に該当する研修を修了したものであること。 ①貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が登録する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ③その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ④その指導に当たる者が、③の内容を指導するのに適当と認められる者であること。	

飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること	●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第5	
	①受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 ②貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 ③貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 ④貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。	
	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。
	色度	5度以下であること。
	濁度	2度以下であること。
	臭気	異常でないこと。
	味	異常でないこと。
	⑤貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。	

⑥貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

※業務を他の者に委託する場合

あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者^(注)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

⑦建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの